

序章 福生市環境基本計画「中期実施計画」とは

第1節 これまでの取り組み

福生市では、平成14年3月福生市環境基本条例を制定しました。この条例にもとづき、市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策を明らかにするために、平成15年度の福生環境市民会議による「市民プラン」の提言を反映し「福生市環境基本計画」（平成16年度～平成35年度）を策定しました。なお、環境基本計画には、「市の具体的な取り組み」とともに、市民・事業者が行うことを期待する「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。

その後、平成16年12月には、計画に基づく事業を推進するため、福生市環境事業推進本部を設置し、「環境基本計画実行計画」及び「福生市の環境（環境白書）」を毎年度作成し、施策を推進しています。同時に、環境基本計画実行計画は福生市環境審議会に諮り、専門的な立場から評価・指導を受けています。

【福生市環境基本計画】

将来像 : 「**私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ**」

基本目標 : 福生の自然や文化を伝えていきます

: 人と暮らし中心のまちをつくります

: 環境を考えライフスタイルを変えていきます

——計画体系——

- 自然の保全・再生
 - ◇自然の水循環、多摩川の保全・再生
 - ◇都市の自然の保全・再生
- 潤い豊かな安心できるまちの創造
 - ◇福生らしい景観・資質を活かすまちづくり
 - ◇安心して歩ける道・緑のまちづくり
- 暮らし方の変革・地球システムへの適合
 - ◇ごみ発生抑制・資源化・適正処理の推進
 - ◇地球環境問題・公害等への取り組み
- 計画の推進・環境まちづくりの展開
 - ◇環境教育・学習の推進
 - ◇パートナーシップの確立
 - ◇計画推進体制の確立

第2節 これからの取り組み「中期実施計画」とは

1 環境基本計画「中期実施計画」策定

福生市では、環境基本計画に基づき、ここ5年の間に市民・事業者と市との協働により、緑地管理、ふっさ環境フェスティバル、市民環境大学、水辺の楽校、エネルギー市民会議、湧水探検隊、人と動物の共生など様々な取り組みを展開しています。また、市の事業としても、地球温暖化対策実行計画や地域省エネルギービジョンに基づく対策をはじめ、環境学習教員研修など部門を超えた連携を着実に進めてきました。

一方、環境管理指標の中で達成できていない数値目標や着手されていない取り組みもあり、進捗状況に関しては十分とはいえない分野もあります。さらに、平成25年以降のポスト京都議定書が示す目標など地球温暖化対策への対応や生物多様性への取り組みの強化など、環境問題を取り巻く状況は変化しつつあり、これらへの対応を図ることも求められています。

このため、本市の最上位計画である総合計画（第4期）（平成22年3月策定）との整合を図るとともに、限られた財源の中で施策の優先順位を明確にし、より具体的な取り組みが推進できるように環境基本計画の改定（強化・見直し）として環境基本計画「中期実施計画」（以下、「中期実施計画」と表記します。）を策定するものです。

※環境管理指標：環境基本計画において、短期（平成20年度）、中期（平成25年度）、長期（平成35年度）のそれぞれの目標を設定しています。

※ポスト京都議定書：京都議定書は平成24年で期限切れとなるため、平成25年以降の地球温暖化対策（ポスト京都議定書）を議論する国連気候変動枠組み条約締約国会議（平成23年末のCOP17）で温室効果ガス排出量削減の目標や新たな国際体制づくりが動き出す予定です。

※生物多様性：生物多様性とは、生物種の多さと、生態系のバランスが保たれている状態を言い、遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。開発や乱獲、外来種の持ち込みなどにより日本においても絶滅のおそれのある種は3,155種（環境省版レッドリスト（平成18年～平成19年公表））とされています。「生物多様性条約」の強化を図るため、COP10（平成22年10月）が開催され、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書」と「新戦略計画・愛知目標」が採択されています。

2 「中期実施計画」の基本的な内容

環境基本計画の計画目標年度は平成35年度という長期におよぶ計画であり、その目標も相応する高いハードルを設定しています。この目標を達成するため着実な進行管理を行う視点から、今までの成果の検証のために計画の環境管理指標「短期目標（平成20年度）」を総点検し、必要に応じた軌道修正や新たに発生した課題への対応を基本に中間見直を実施します。

なお、この「中期実施計画」は資源循環型社会形成、地球温暖化対策、生物多様性の確保など「環境政策」についてのマスタープランであるとともに、関連計画に対し、環境側面からの指針を示す役割を持ちます。

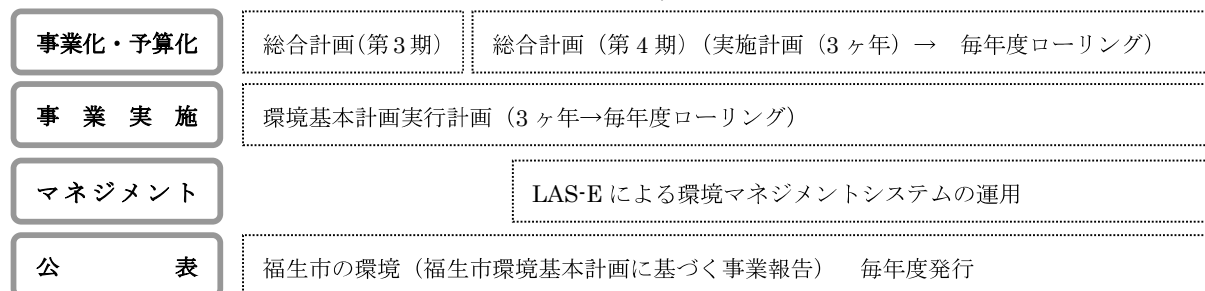
3 計画の期間及び位置づけ

- この「中期実施計画」は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画です。
- 成果指標は、おおむね 5 年後としています。
- 地球温暖化対策など国際的な動向、新たな科学的知見・法整備などに対応するため、おおむね 5 年毎に計画の総点検を行い、成果指標や施策を見直します。
- 平成 16 年 3 月に策定した「環境基本計画」は、「中期実施計画」の上位計画であり、その目標・環境管理指標は、今後も引き続き尊重し、実現を目指すこととなります。

【計画策定・改定】



【事業実施・評価】



※市の最上位計画であり、平成 22 年度よりスタートした総合計画 (第 4 期) との整合を図るため、この「中期実施計画」は、平成 23 年度からの計画としました。